

令和5年5月28日
AMUSE 規程第7号

改定 令和6年5月26日
改定 令和6年8月28日

外科育成事業費使用に対する規程

第1条 【助成対象者】

学内外の AMUSE 個人会員

※学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それを優先させること

第2条 【助成対象及び金額】

① 手術支援ロボット資格取得に関する費用への助成
(上限は術者5万、助手資格取得者1.5万とする。)

- ・術者ならびに助手資格取得に対する講習受講料
- ・取得に関する手術見学費用の助成

② 外科専門医管理等に関する経費負担

年間10万円程度

※資格取得に関する講座内の取りまとめ、申請にかかる郵送費など。

③ 手術支援ロボット手術プロクター招聘時謝金

第3条 【支給申請及び精算方法】

① 支給までの流れ

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し AMUSE 事務局宛に提出する。

② 精算方法

助成対象経費に係る領収書、または請求書を AMUSE 事務局に郵送、または直接に提出すること。

第4条 【助成金の支給】

領収書を確認後、助成金を AMUSE へ登録済みの会員振込口座へ振り込みの方法により支給する。請求書の場合、検印が済み次第請求先への振込みを行う。

附則

1. この規程は、令和5年5月28日より適用する。
2. 改定後の規程は、令和6年5月26日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和6年8月28日から施行する。